

産業廃棄物処分業許可証

住 所 札幌市西区発寒16条14丁目6番1号
 名 称 株式会社イーアンドエム
 代表取締役 橋本 晃一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元克広



許可の年月日 令和6年4月9日
 許可の有効年月日 令和6年6月5日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 選別I（混合廃棄物（廃OA機器又はこれに類する機器は除く。））

- | | |
|-----------------------|------------------------------------|
| ア 廃プラスチック類 | カ 金属くず |
| イ 紙くず（繊維を識別するものは除く。） | キ ガラスくず、コンクリートくず（工物の繊維は除く。）及び陶磁器くず |
| ウ 木くず（繊維を識別するものは除く。） | |
| エ 繊維くず（繊維を識別するものは除く。） | ク がれき類 |
| オ ゴムくず | |

以上8種類（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物であるものは除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）

(2) 選別II（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）に限る。）

- ア 汚泥 イ 金属くず

(3) 選別III（廃OA機器及びこれに類する機器（水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）に限る。）

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| ア 廃プラスチック | ウ ガラスくず、コンクリートくず（工物の繊維は除く。）及び陶磁器くず |
| イ 金属くず | |

(4) 圧縮

- ア 廃プラスチック類 イ 紙くず ウ 金属くず

以上3種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

(5) 破碎I（選別I・選別IIIの選別処理後物かつ混合廃棄物の破碎に限る。）

- | | |
|-----------------------|------------------------------------|
| ア 廃プラスチック類 | カ 金属くず |
| イ 紙くず（繊維を識別するものは除く。） | キ ガラスくず、コンクリートくず（工物の繊維は除く。）及び陶磁器くず |
| ウ 木くず（繊維を識別するものは除く。） | |
| エ 繊維くず（繊維を識別するものは除く。） | ク がれき類 |
| オ ゴムくず | |

以上8種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

(6) 破碎II（選別Iの選別処理後物かつ廃プラスチック類の破碎に限る。）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

(7) 破碎III（廃蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）に限る。）

- ア 金属くず イ ガラスくず、コンクリートくず（工物の繊維は除く。）及び陶磁器くず

(8) 破碎IV（廃石膏ボードに限る。）

ガラスくず、コンクリートくず（工物の繊維は除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。）

2 事業の用に供する施設

種類	設置場所	設置年月日	処理能力
選別I	札幌市西区発寒16条14丁目6番1号	平成26年5月17日	48.0 m ³ /日
選別II			4.0 m ³ /日
選別III			12.0 m ³ /日
圧縮			4.6 t/日
破碎III		平成29年12月28日	4.0 t/日
破碎I			4.1 t/日
破碎II			3.2 t/日
破碎IV		令和6年3月15日	24 t/日

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成26年 6月 6日	新規許可
平成30年 2月 13日	変更許可 (破碎I、破碎IIの追加)
令和 元年 6月 6日	更新許可
令和 6年 4月 9日	変更許可 (破碎IVの追加)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

○紙くず

- 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの。
- 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの。
- 出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの。
- 製本業及び印刷物加工業に係るもの。

○木くず

- 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの。
- パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの。
- 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るもの（業種限定なし）

○繊維くず

- 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの。

※ この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求することができます。

また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。